2014/06/12

脱原発 原告団全国連絡会（準備会）ニュース No.1

（発行責任者） 小野有五（泊原発の廃炉をめざす会）蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟団）
（発行元）脱原発原告団全国連絡会準備会事務局　大石光伸　茨城県守谷市本町 281 常総生協内　東海第 2 原告団事務局
tel/0297-48-4911　fax/0297-45-6675　mail/oishi@coop-joso.com

呼びかけ

全国の原発訴訟原告団のみなさんへ

脱原発原告団全国連絡会をつくりましょう！

子どもたちや住民が、もう二度と原発事故によってふるさとを失うことがないよう、健康被害を受けることがないよう、原発の再稼働に反対するとともに、原発すべてを速やかに廃炉にするために各地で裁判を闘っておられる原告団のみなさまによびかけます。

それぞれの闘いをお互いに支援するため、そしてまた、各地域での訴訟を全国的にアピールし、関心をもたない人たちにも、原発訴訟の重要性、緊急性を知っていただくために、全国各地の訴訟団が団結し、連帯できる、ゆるやかな全国組織をつくりませんか。

すでに全国の原発訴訟の弁護団は、「脱原発弁護団全国連絡会」をつくり、定期的に集まって情報を共有しながら、裁判を闘っています。それぞれの原発に特有の事情もありますが、共通する問題点も多く、弁護士さんたちの全国連絡会は、各地の裁判に大きな力になっていると思います。

共通する問題点や悩みをかかえている私たち原告団も、孤立して闘うのではなく、同じように連絡会をつくり、手をつないで、全国的な反原発のうねりをつくっていくべきではないでしょうか。これまでも、1000 万人署名の呼びかけなど、全国的な運動は大きな力になってきましたが、原発訴訟団そのものが手を結んだ全国的な運動はまだありません。

2014 年 4 月 5 ～ 6 日、福島で「原発と人権」の全国集会で顔をあわせた私たちは、期せずして、原告団の全国連絡会の必要性を訴えました。そのような事情から、私たちがまず呼びかけ人になって、連絡会の結成に向けて、動き出そうということになりました。

安部政権が、3.11 などなかったかのように、原子力発電を再び日本のベース電源と位置づけ、電力会社や経産省とともに、むりやり原発を再稼働させようとしている現在、私たち、原発訴訟に関わってきた者たちは、裁判はもちろんのこと、法廷外においても、原発をやめたいという世論をもっと強め、政府・官僚・電力会社の圧力をはねのけていくべきではないでしょうか。そのために、連絡会をつくり、それぞれの地域での活動を、みんなで支援しあうとともに、東京でも全国の訴訟団が一同に会した大集会などを開き、原発訴訟の意義を、多くの人々に、メディアに訴えていきたいと思います。

さしあたり、各地の脱原発訴訟原告団から 1 ～ 2 名の代表に出ていただいて準備会をつくり、10 月に東京で、各地の脱原発訴訟原告団の全国大会を開催、全国的なアピールをすることを当面の目標に、準備をすすめることをよびかけたいと思います。もちろん、東京での全国大会より前にも、各地での集会などを、全国の訴訟団が支援できる態勢もつくっていきたいと考えます。どうか、みなさまのご賛同、ご協力をお願いいたします。

2014年6月2日

小野有五（泊原発の廃炉をめざす会）、蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟原告団）
河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）、大石光伸（東海第二原発訴訟原告団）

脱原発原告団全国連絡会　会則（案）

第1条　名称と目的

この団体の名称を「脱原発原告団全国連絡会」とします。

この団体の目的は、全国各地で原発差止訴訟を闘っている原告団が、お互いの交流や情報交換、支援、政府への働きかけなどをできるだけ協力しておこなうために連絡をとりあい、ゆるやかに連帯することを目的とします。また、原発事故の刑事責任を追及する告訴団をはじめ、東電株主代表訴訟団、原発メーカー訴訟団、損害賠償訴訟などの原告団などとも広くつながりを持って連携してゆくこととします。

第2条　団体の構成

この団体の構成は、各地での多様な訴訟を起こしている原告団を会員とします。

第3条　団体の活動

団体は主に次の活動をゆるやかにすすめます。

1．情報の交換と交流（ML、HP のリンク等）
2．広報・宣伝活動（各集会でのアピール、記者会見等）
3．各地の訴訟や運動への参加、支援
4．弁護団との連携
5．政府機関への働きかけ
6．その他

第4条　団体の運営

1．この団体は2014年10月に設立します。
2．年1回、総会を開催します。
3．若干名の共同代表を置き、とりまとめを行います。
4．若干名の顧問を置きます。
5．事務局および会計を置きます。

第5条　会計

1．団体の目的とする活動のために、年会費・カンパ（寄付）を集めます。
2．年会費は1団体１口1万円とします。
3．会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。初年度は設立日より翌年３月31日までとします。

第6条　附則

この規約は、2014年10 月 1 日より施行します。

（※結成集会にて正式に確認を頂きます。）

「脱原発原告団全国連絡会」参加のご案内

1）この準備会 News の1～3ページの呼びかけ・提案をご覧いただきご検討ください。
原告団内部での組織的了解が必要かと思いますのでメールの上、この「呼びかけニュース」を数部お送りさせていただきます。ご検討をよろしくお願いいたします。

2）参加の確認が頂けましたら別紙「参加申込書」（表裏）にご記入の上、下記準備会事務局までメールまたは fax にてお送り下さい。

〒 302-0109　茨城県守谷市本町 281　常総生協内 脱原発原告団連絡会（準）事務局
メール / oishi@coop-joso.com　fax/0297-45-6675（tel/0297-48-4911）大石まで

参加申込書は最後のページです

10月正式結成に向けて・・・当面の活動計画

〇運営体制

1. 共同代表は、呼びかけ人であった玄海と泊の訴訟団の共同代表が仮につとめ、10 ～ 11 月の集会で、全員があつまったときに、正式に決定したい。

2. 事務局は、東海第二原発訴訟団が担当する。

〇結成までの活動

1. 5／30札幌での大飯判決報告集会に集い、規約や呼びかけの準備を行う。（済）
   - 会則（案）の素案
   - 呼びかけ手順、分担

2. 6／2 準備会、規制庁への申し入れ、記者会見（東京）
   - 13:30 ～ 14:30 準備会（顔合わせ、規約案・結成に向けた準備活動計画の確認）
   - 15:00 ～ 15:45 規制委員会・規制庁への申し入れ
   - 16:00 ～ 16:30 記者会見

3. 川内集会への参加（7月）

4. 9／23東京、代々木公園での1000万人アクションの集会で、全国の原告団が檀上に並んでメッセージを出す。

5. 10 月～ 11 月：　東京で、この会が主催する集会をもちたい。

脱原発原告団全国連絡会結成に向けて

全国の原発訴訟の状況（係属中・一部結審）

	【基本項目】										【訴訟団】
	都道府県	差止対象	電力会社	機	提訴日	裁判所	請求	被告	原告団	弁護団	訴訟の名称（会・母体）
原発等差止訴訟	北海道	泊	北海道電力	1，3号機	2011/11/11	札幌地裁	1・3号機差止	北電	1,233	67	泊原発の廃炉をめざす会
	青森県	大間	電源開発	（MOX 燃料）建設中	2010/7/28	函館地裁	建設運転差止 慰謝料請求	国・電源開発	378	20	大間原発訴訟の会
					2014/4/3	東京地裁	設置許可無効確認 義務づけ、運転差止	国・電源開発	1	10	函館市総務部総務課原発担当
		東通（東電）	東京電力	1号機建設中（中断）、2号機計画中							
		東通（東北電）	東北電力	1号機停止中、2号機計画中							
		六ヶ所再処理工場	日本原燃	高レベル廃棄物	1993/9/17	青森地裁	高レベル廃棄物貯蔵センター事業許可取消	経産大臣	111		核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
				再処理工場	1993/12/3	青森地裁	再処理工場事業指定取消	経産大臣	158	17	
				MOX 燃料	準備中		MOX 燃料加工工場許可取消				
	宮城県	女川	東北電力	1～3号機	準備中	仙台地裁					小野寺信一弁護士事務所
	福島県	福島第一	東京電力	1～6号機	1～4号機 2012.4.20 法的廃止。5・6号機 2013.12.18 廃炉決定						
		福島第二		1～4号機							
	茨城県	東海第2	日本原電	第2	2012/7/31	水戸地裁	許可無効確認 差止・義務付	国・日本原電	266	71	東海第2原発差止訴訟団
	静岡県	浜岡（1・2号機廃炉決定）	中部電力	1・4号機	2002/4/25	東京高裁	3・4号機差止（控訴審）	中部電力	26	7	浜岡原発とめよう裁判の会・とめます本訴の会
				3・5号機	2011/7/1	静岡地裁本庁	3・5号機差止 1・5号廃炉措置	中部電力	34	277	浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟団
				1～6号機	2011/5/27	静岡地裁浜松支部	1～6号機運転差止・行訴追加	国・中部電力	559	19	浜岡原発永久停止裁判訴訟団
	新潟県	柏崎刈羽	東京電力	1～7号機	2012/4/23	新潟地裁	1～7号機運転差止	東京電力	190	117	東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
	石川県	志賀	北陸電力	1・2号機	2012/6/26	金沢地裁	1/2号機運転差止	北陸電力	125	32	志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
	福井県	敦賀	日本原電	1・2号機	2011/11/8	大津地裁	仮処分命令申立	日本原電	51	12	福井原発訴訟（滋賀）（支える会）
		美浜・大飯・高浜	関西電力	美浜・大飯・高浜	2011/8/2	大津地裁	美浜1・3大飯1・3・4高浜1・4運転禁止	関西電力	168	8	
					2013/12/24	大津地裁	大飯・美浜・高浜全機再稼働禁止・差止	関西電力	57	19	
		大飯	関西電力	1～4号機	2012/11/29	京都地裁	運転差止・慰謝料	国・関西電力	1,107	48	京都脱原発弁護団・原告団
				3・4号機	2012/3/12	大阪地裁→大阪高裁抗告審 2014/5/9 申立棄却	3・4号機差止仮処分	関西電力	262	6	おおい原発止めよう裁判の会（美浜の会；美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会）
				3・4号機	2012/6/12	大阪地裁	3・4号機義務付	国	134	6	
				3・4号機	2012/11/30	福井地裁 住民勝訴 関電控訴	3・4号機差止	関西電力	189	76	福井から原発を止める裁判の会
	島根県	島根	中国電力	1・2号機	1999/4/8	広島高裁松江支部	1・2号機差止（控訴審）	国・中国電力	91	5	島根原発差止住民訴訟
				3号機	2013/4/24	松江地裁	3号機差止・義務付	国・中国電力	428	97	島根原発3号機の運転をやめさせる訴訟の会
	山口県	上関	中国電力	1・2号機計画中	2008/12/2	山口地裁	埋立免許取消・無効確認	山口県	121	7	上関原発自然の権利訴訟（長島の自然を守る会、上関原発を建てさせない祝島島民の会）
	愛媛県	伊方	四国電力	1～3号機	2011/12/8	松山地裁	1～3号機差止	四国電力	1,002	151	伊方原発をとめる会
	佐賀県	玄界	九州電力	1～4号機	2012/1/31	佐賀地裁	1～4号機差止	国・九州電力	8,070	156	原発なくそう！九州玄海訴訟
				3号機 MOX	2010/8/9	佐賀地裁	3号機 MOX 差止	九州電力	130	4	玄界原発プルサーマルと全機をみんなで止める裁判の会
				2・3号機	2011/7/7	佐賀地裁	2・3号機差止仮処分	九州電力	90	4	
				1～4号機	2011/12/27	佐賀地裁	1～4号機差止	九州電力	178	4	
				3号機	2013/11/13	佐賀地裁	3・4号機義務付	国	384		
	鹿児島県	川内	九州電力	1・2号機	2012/5/30	鹿児島地裁	1・2号機差止	九州電力	1,680	78	原発なくそう！九州川内訴訟
ほか	東電株主代表訴訟		東電取締役		2012/3/5	東京地裁	損害賠償請求	東電取締役	60	22	東電株主代表訴訟
	原発メーカー訴訟		原発メーカー		2014/3/10	東京地裁	損害賠償請求	日立・東芝・GE	4,128	78	原発メーカー訴訟の会・NNAA
被害者訴訟	被害者訴訟		東電・国	全国各地で避難者による原告団が結成され、弁護団が支援して裁判が提訴されている。「原発と人権ネットワーク」に参加されている訴訟団だけでも19を数える（北海道、山形、福島3、新潟、群馬、茨城、東京、首都圏、埼玉、千葉、神奈川、愛知、関西、京都、兵庫、岡山、広島）。					東電・国	多数	多数	原発と人権ネットワーク
	福島原発告訴		東電・国	2012年6月と11月、東電役員及び政府関係者33名と東電（株）を業務上過失致死傷等で福島地検に計14,716人が告訴・告発。東京地検は不起訴処分。					14,716		福島原発告訴団
				2013年11月、東京検察審査会に5,737人で申し立て。					5,737		
				2013年12月、6,042人で福島県警に汚染水放出を公害罪で告発。					6,042		
								（差止訴訟のみ）	17,223	1,318	

※全国各地でおこされている被害者訴訟のみなさんにもぜひお声かけください！

すべての原告ひとりひとりが横に手をつなぎ、被害者完全補償、すべての原発廃炉に向けた闘いを形成しましょう！

6月2日

脱原発原告団全国連絡会（準）
10月結成に向け、呼びかけ記者会見を開催

写真：菅波さんより

（記者会見者氏名）
小野有五（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）
蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟・久留米原告団長）
河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）　以上呼びかけ人
相沢一正（東海第２原発差止訴訟原告団共同代表）
海渡雄一（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）
武藤類子（福島原発告訴団団長）
地脇美和（福島原発告訴団事務局長）
木村結　（東電株主代表訴訟事務局長）
大久保徹夫（原発メーカー訴訟の会事務局長）
鎌田慧（さようなら原発一千万人署名市民の会呼びかけ人）
大石光伸（東海第２原発差止訴訟原告団共同代表）　司会

記者会見報告

司会大石）脱原発原告団全国連絡会の結成呼びかけ記者会見をはじめさせて頂きます。今日がはじめて正式に公けに呼びかけをさせて頂くという会となります。どうぞよろしくお願いいたします。それではまずここに至る経緯を、呼びかけ人を代表して小野有五さんからお話しをお願いします。

○呼びかけ人　小野有五さん

写真：OPTV

小野）泊原発を廃炉をめざす会の共同代表をしております小野有五と申します。私たちは泊原発の廃炉をめざして北電を提訴して３年間やってきておりますが、ちょうど今年の４月６日に福島で「原発と人権」という大きな集会がございました。その場でわたくしの方から弁護団の方の全国連絡会はあるんですが肝心の原告団の方の全国組織がないということで、泊原発の廃炉をめざす会としてはぜひそういうものを作りたいと提案をしようということがありまして、それをお話しいたしました。そしたらたまたま同じ場で東海第２原発の訴訟団の方からぜひそういうものを作ったらいいという提案がありました。またお隣にいらっしゃる

2014.4.6「原発と人権」研究交流集会

玄海原発の訴訟団の方からも原告団の全国組織を作るべきであるというお話しがございまして、期せずして３つの訴訟団からそういう提案があって、しかも東海第２原発の訴訟団がその事務局を引き受けてもいいとのお話しもありましたので、それから急速に原告団の全国組織を作りましょうという話しをすすめてまいりました。そこで今日の発表ということになったわけでございます。

今日は前に並んでおりますが、私どもが呼びかけ人ということで、お隣にいらっしゃいます玄海原発訴訟団の蔦川さん、そして弁護団の方の全国連絡会の代表をされております河合弘之さん、そして事務局を引き受けてくださいます東海第２原発訴訟団の大石さんということで、その四人が呼びかけ人ということで今日までの準備をしてきました。

今後１０月には結成に向けまして、すでに呼びかけをはじめておりますが、大きな集会をやりたいと考えております。またそれぞれの原発訴訟での支援をしあいましょうということで、現地での活動に支援にかけつけるということをそれまでにもやっていきたいと考えております。

さしあたり今日は、皆さんにお集まり頂いたものですから、規制庁に対して５月２１日の福井地裁での住民勝訴の判決を受けて規制庁の考え方を改めて正すという申し入れを先ほど行わせて頂きました。今日の記者会見はその二つのことをお話ししたいと思います。

○呼びかけ人　蔦川正義さん

蔦川）九州玄海原発訴訟の原告団呼びかけ人であり、私は久留米の地域の代表（原告団長）でもある蔦川と申します。今小野さんから報告があったような経過ですが、私にとって原発については苦い思い出があります。1980 年頃に玄海原発の２号機・３号機をつくろうという時に、佐賀県庁に出かけまして、その当時私は佐賀大学に赴任したばかりの頃でしたが、原発ができて万一事故が起きたときに避難などの計画はどうなっているんだと、私は地域経済やまちづくりをやっていたものでその関係で問い合わせたところ、県の担当者は私の顔をつくづく見まして「こいつ馬鹿じゃなかろうか」と。原発で事故が起きて放射性物質が外に飛び出るなどということをお前は想定しているのかというような質問をされたんです。その時は私自身も馬鹿ですから、ああそういうものかと思ったのですが、この 3.11 が起きて、この現実は私自身も馬鹿だったけれど、これ許しちゃならないということは強く思うようになりました。

そういう関係で、玄海原発については、なにせ偏西風に乗ったら日本中を汚しますから絶対に九州で再稼働することはならんと呼びかけました。そして実

原発なくそう！九州玄海原発訴訟
久留米原告団長　蔦川正義さん

は玄海原発は明日第 10 次提訴をしますが、原告団が 8,000 人を超えます。これは５月２１日の大飯原発判決、ならびに全国の連絡会をつくろうやというこの呼びかけが実は私どもにとってとても大きな励みになりました。それはどういうことかと言いますと、私どものような原告団が多いところもそれぞれ困難を持ちますが、わずかな人数で訴訟をやっておられるところでも非常にいろいろな創意工夫がある。そういったものを原告団としても学びあい、広めてゆきたい。これは大切なことだというふうに思っております。

私たちは自分のところのものをタコ壺的に考えるのではなしに、この問題が国民的なあるいは世界人類の問題なんだということを呼びかけたいためにも、ぜひとも広大な原告団の力を結集したいと思っております。

○呼びかけ団体　東海第2原発原告団　相沢一正さん

相沢）東海第２原発取消訴訟原告団の相沢です。東京が全国の方々が集まりやすいので、それに近いところの原告団として事務局を引き受けようということになりました。意義ある全国訴訟団の集まりになりますように努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○呼びかけ人　河合弘之さん

河合）弁護士の河合でございます。この会はいわば伝

言ゲームで成立したのでございます。小野有五さんが「脱原発弁護団全国連絡会ってのがあるけど、なんで原告団が団結しないのか、不都合だ。みんなで団結して頑張る体制を作ろうよ」ということを、河合さんに伝えてくれと、ここにいらっしゃる鎌田さんに言った。鎌田さんが僕に言った。僕はかねてから考えていたことなので「それはぜひやりましょう」ということで。だけど私のまわりはもう新しい組織をつくって面倒みる人材が払底しているんですね。それでたまたま東海第２の弁護団会議があって、大石さんの顔を見たとたん、あ！この人がいいやと思って。なにしろ知る人ぞ知る、世話好きというか活動家というか、非常に活発で訴訟の中でも僕の書いた準備書面を完膚なきまでに直しちゃうような非常に強い性格の人でしたから、この人に任せればがんがんやってくれるだろうと思って、「大石さんこういう話しがあるんだけどどうだ」と言ったら、「それはまさに自分たちも考えていたことだ、ぜひやらせてくれ、事務局的な機能は自分たちがやるから」、常総生協でやるからということで。それを小野有五さんに返したら、それはありがたいということで、それを伝えたのが原発と人権の大会だったわけです。だからぐる～と回ってうまく成立したということです。

僕が脱原発弁護団全国連絡会を作ったときに、311 の直後だったわけですが、私たちは原発の危険性をもう何十年にわたって伝えてきた、しかし裁判所も政府も何を大げさなことを言うか、あんた方はオオカミ少年だ。来るぞ来るぞと言って来たことないじゃないか、あんた方は大げさなんだよと。そう言っていたのが 311 で目からウロコが落ちたはずだ。それでもう一回、停滞しきってた日本の差止裁判をやり直そうということを呼びかけたわけです。当時は係属している裁判は３つしかありませんでした。大間原発、浜岡原発、島根原発だけでした。あとは完全に敗訴が確定して沈滞をしていました。そこでもう一回集まろうと言ったら写真OOP集まったんですね。で、各弁護団も、それ

ぞれの原発の裁判を闘うので精一杯でお互いに情報交換したりお互いに助け合ったりすることがほとんどなかった。先ほどタコ壺という言葉が出ましたが、まさにタコ壺に籠もって前に向かって機関銃を打つくらいの闘いでしかなかった。お互いに横の連絡をとりあって戦略を練るとか情報を交換しあう、助け合うというようなことはまったくなかった。ところが脱原発弁護団全国連絡会ができてからはもうITも使って訴状・準備書面・証拠も共有し、それこそカット＆ペーストで訴状も準備書面もできるようなそういう情報の共有ができるようになった。その成果のひとつが５月21日に出た福井の判決なんですね。あそこで闘った弁護士はほとんど若い弁護士で原発訴訟の経験もない人です。でも今までの僕たちの蓄積を利用して訴状を仕上げて闘ってそしていい裁判官にあたった。まさに裁判官も目が覚めたはずだという、その目が覚めた裁判官がいた。そういう成果が脱原発弁護団連絡会はまずありました。これからどんどん広めていく必要があります。そしてあの判決を超えなければ、克服することができなければ私たちを負かすことはできない、そういう非常にいい判決なんです。我々はあれをテコにもっともっと有利に展開していかなければならないし、運動もそうです。

そういう中で、原告団が弁護団と同じように、相互扶助、情報共有、そしてお互いの連帯の中での運動というのをやらない手はない。それがついにできた。そういう意味のある団体の結成だと思うわけです。各地に脱原発団体、反原発団体があります。でも、でもその中心はやっぱりそれぞれの原告団です。というのは、いったん原告団をつくって訴訟を始めるとですね、少々飽きたからといってやめるわけにはいかないんです。裁判は終わるまで続くんです。ところがデモや署名集めだとその時の気分で疲れたらちょっとやめちゃおうということができるわけですけれど、裁判は始まったら終わりまでやらざるを得ない。本来中核になる組織になりうるんですね。現にそうなんです。だから僕は脱原発原告団全国連絡会ができたら、それはさらに他の原発反対組織も糾合して全体的なもっと大きい闘いの輪がひろがるといいなと思っております。

司会）お世話を頂いた鎌田さん、海渡さんには最後にお話し頂くとして、マスコミの皆様にはお配りしております通り、全国の原発差止訴訟の原告団のみなさんには内々に打診をして10月に向けて内々の了解を頂いておりますが、今日は東京での記者会見ということで、差止の原告団以外にもう少し幅広くつながってお互いに協力して頂けるという心強い賛同を頂いた団体のみなさまに今日はお越し頂いております。その皆様から一言づつお願いしてよろしいでしょうか。

○東電株主代表訴訟の木村結さんより

木村）東電株主代表訴訟の木村と申します。差止訴訟ではないんですが、やはり私たちも脱原発という思いでずっと十数年闘ってきて、そして3.11を前にして、私たちがずっと東京電力に対して非常に危険だと、地震でも壊れる、津波の対策もなっていないとずっと言い続けてきたことが現実になったわけです。その思いは全国の差止訴訟の原告団と同じ思いです。幸い東京におりますので、様々な機会をとらえて全国の訴訟の口頭弁論期日とかをお互いに情報交換してより強力な協力体制をつくっているといいなと思って参加させて頂きました。よろしくお願いいたします。

○原発メーカー訴訟の大久保徹夫さんより

大久保）他の差止原告団とは異質かもしれませんが、原発メーカー訴訟の事務局をしております大久保と申します。皆さん先週のNHKスペシャルのエネルギーの奔流というテレビを見られましたでしょうか。西ドイツの話しで脱原発を決めましたが再生エネルギー

がまだ高いということで、特に生産用のエネルギーが倍になってしまっていて結局大手メーカーが隣のチェコに移転、チェコの電気が足りなくなってチェコに原発ができはじめてしまった。グリーンパラドックと言われる。このテレビを見たとき、私たちの脱原発は一国ではダメだということを痛切に感じました。今東京電力だけが賠償責任を負わされ原発メーカーは一銭も払っていない。これは原賠法第１条に原子力の賠償を保証すると同時に、「原発の事業の推進に資するため」にと、何で賠償法に原発事業に資するためにが入っているんだと思うのですが、要はそれで原発メーカーを保護しようということなんです。保護された原発メーカーが何をやっているかと言うと、安倍総理を先頭に外国にバンバン原発を売ろうじゃないかと。福島事故の原因もよくわかっていないのに何でそんなものを売れるんだと本当にあきれてしまう。我々 39 カ国 4,000 名を超える原告が集まりました。電力が逼迫している韓国、台湾、フィリピン、インドネシアなどアジアの国々の方が多いです。日本と同じように過疎地帯につくられようとしている。みんな反対しています。原発メーカーに責任を負わせないとダメなんです。その意味でこの連絡会に加わって一員としてやっていけたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○福島原発告訴団の武藤類子さんより

武藤）福島原発告訴団の武藤類子と申します。福島原発告訴団は福島原発によって被害を受けた被害者の集まりです。福島原発事故の被害は非常に甚大でとどまることなくいまだに拡大しています。このような被害を二度と繰り返さないためには、原発はひとつも動かしてはいけないと思っています。原発を動かさないというのは被害を受けた者たちの悲願でもあります。福

福島原発告訴団　武藤類子さん　地脇美和さん

島原発告訴団もこの連絡会と共に闘っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福島原発告訴団の地脇美和さんより

地脇）同じく福島原発告訴団の事務局をしております地脇美和と申します。今回大飯原発が差止訴訟勝訴判決がでましたけれども、大飯原発の意見陳述の時にも福島の避難者の方が何人も意見を述べています。裁判長は福島の被害のつらさ、過酷さ、悲惨さをきちっとくみ取った判決を書いてくださったと私たちは思っています。本当の福島の実態を知れば、先ほどの規制委員会の人たちが言っていたような「世界最高水準」とか「一番」とかそんな言葉遊びではなくて、あのとき何が起こって何ができなかったのか、どれだけの方が亡くなったのか、どれだけの方が今も苦しんでいるのか、その実態からしか、その実態を学んでからしか規制や対策は出てこないと思うんです。吉田調書が今朝日新聞で出ていますけれども田中俊一委員長は読んでいないと言っていました。そんなことでは対策はできないと思っています。そんな中で原発をまた再稼働させようなんてことは本当に信じられないことです。今向き合うのは福島の事故をきちっと解明して収束作業をすることと、これ以上原発を動かさないという、そのことだけしかないのではないかというふうに思っています。これから全国の皆さんの長い闘いに学んで告訴団も本当にどうしていったらいいのか、どうしたら私たちも生きのびていけるのかということをみなさんといっしょに考え行動していけたらと思っています。今回の全国連絡会は私たち自身も期待をしております。マスコミのみなさんもぜひ被害者の視点に立った報道をして頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会）それではまとめとして海渡さん、鎌田さんから一言づつお願いします。

○海渡雄一弁護士から

海渡）脱原発弁護団全国連絡会を河合さんといっしょにやっている海渡です。地脇さんがとてもいいことを言って下さいましたが、僕も3.11後の原発訴訟をやっていて、決め手はやはり原告そして福島被害、この問題をきちんと裁判所に届けられるかどうかだと思ってました。そして今回の大飯原発の判決を福井地裁で聞いたわけですけれど、まさしく福島の叫びが裁判所の胸に届いたんだと思います。福島の問題を取り上げようというのは東海でもかなり闘って裁判所に毎回意見陳述をさせる、大間でも大問題になっていてなかなか認められなかったのが認められるようになってきていますし、まさしく福井地裁でも毎回意見陳述してその声を届けてきた、そのことの成果が判決につながっていると思います。その意味で、以前の裁判は裁判所が毎回の意見陳述を認めてくれなかったし、どうしても弁護士中心の非常に専門的な訴訟になりがちだったということだったのですが、3.11後の新しい原発訴訟のやり方、そこでは我々も理論的なことを一生懸命がんばって立証も尽くしますけれども、それと同時に原告の直接の声、そして福島の原発事故を踏まえて何を裁判所にわかってもらうかという活動、このことが非常に大きな成果につながるのではと思っております。

私、先週ドイツとフランスをまわってドイツの原発訴訟で原告が勝った三人の弁護士と、判決を書いた裁判官に会ってきました。ドイツ連邦行政裁判所というミュールハイム原発を止める判決を書いた裁判長にもお話を聞いてきました。最近ドイツの使用済み核燃料プールの裁判で勝訴したウォーレンタイト弁護士が言ったことは、勝つためには単純でわかりやすい論理で説明することが必要だと言っていました。ドイツの場合はテロ対策で大型旅客機が原子炉に突っ込んでくることを予測して安全審査しなければいけないのですが、今まで飛んでいる飛行機の対策はできていたが、エアバスA380という超大型飛行機の対策ができていなかった。その一点で勝っている。今回の大飯では使用済み核燃料が非常に危険だということを福井地裁は指摘していますが、これと似ています。

もうひとつクリンガー弁護士さんは、地震問題、ドイツは日本より地震はうんと少ないところですが、地震対策ができていないという点で勝訴判決をとっているのですが、彼に質問してみました「原発訴訟で勝つためには重要な点は何ですか？」と。「それは良い原告と良い専門家を持つことが勝つ要因だ」と。

最後にドイツ連邦裁判所の裁判長が言ったことは「ドイツでは原発訴訟で原告勝訴判決を書いたとしても、それが出世につながることはあっても出世を妨げることは絶対にない」と。我が国ではこれもなかなか深刻な問題です。

今日は原告団の連絡会ができたということは、弁護団は3年前から集まっていろいろな研鑽をしてきましたが、そこに集団となった原告団が協力してくれるということになるとこれからの原発訴訟は連戦連勝になるのではないかと思います。

○さようなら原発　鎌田慧さんより

鎌田）さようなら原発の鎌田です。小野さんから原告団の組織をつくりたいんだけどと言われまして、まったく賛成だと私は思いました。どうしてかと言いますと、私は70年代のはじめからいろんな各地の原発反対運動を取材してきましたけど、その教訓ていうのは運動に負けたところに原発はできるし、運動に勝ったところには原発はない。今、原発があるのは運動があったけれど負けたところ。反対運動があったけれど負けたところに原発がつくられていく。これはすごく悔しいことで、裁判もいっぱいありましたけど、どこにどういう裁判があったのかもよくわからないという状態でした。

それが力を合わせてやっていく必要があるというのが福島の事故の教訓だと思います。結局各個撃破で来たわけです。電事連の方はマニュアルがあってやり方が全部同じなんです。村から町から丸ごと飛行機に乗せて見学に行く、それを繰り返し繰り返しやっていく。現地に事務所を作ってそこに人を派遣してCIAみたいに情報を集めて田植えからなにから協力するという形で人間関係を作ってと、やり方が全部同じで、こちら側が各個撃破されていく。それがいっしょに並ぶことがなかったわけです。そういう悔しい思いがあったわけで、原告が一生懸命やっていますが、教訓を共有するとか、連帯するとか、お互いの信頼感とか、そういうマスの力で原告全体の力で押していくということが足りなかったんだと思っています。

だから、きわめて運動的な視点で考えてますと、いろんな運動があって、そのネットワークの密度がどんどん細かくなっていく、いろんな公園でやる運動とか街頭でやる運動とか、集会もあるし、原告団もいっぱいあるし、いろんな運動がいっぱいあるのがお互いに連絡しあって協力しあって、その密度をどんどん詰めて強靱なものにする、そういう意味でもこの原告団の団結というのはすごく重要だし、河合さんがおっしゃてるような原告団といろいろな団体がまた結びついていくという、そういう二重三重に密度を狭めていって、電事連の陰謀とかを粉砕していく、知識も経験も教訓もいっしょに共有していくという、そういうことがこれまでなかったという気がするのです。

本当に裁判は、建設差止の裁判から、漁協の不正の裁判から、いろんなんのがあってそれが続いてきたわけで、そういう経験をずっと集めて人間も集まってくるというふうな力になってくる。今日は新たな原発運動の展開になってきたし、今度の福井地裁の裁判の結果はすごく全国的に浸透してますから今日ここにこれなかった人たちもどんどん参加してくると思うし、それで全国から集まって大きい集会をやって、また持ち帰って大きい力にしてゆく、そういう風な動きがどんどん感じられるようになってとてもうれしいと思います。ありがとうございました。よろしくお願いします。

司会）最後に今後の日程を代表の方からお願いします。

小野）今後の日程としましては、今日先ほど規制庁の方への申し入れをしたわけですが、今後は７月には川内原発、いちばん再稼働を狙われているそこでの再稼働阻止の集会にできるだけたくさんの訴訟団・原告団から応援にゆく、支援に行くということを考えております。そして鎌田さんからもお話がありました1000万人アクションの方で９月23日に代々木公園で大きな集会が予定されておりますので、今年は全国すべての原告団から参加をしてアピールをしたいと考えております。その間にも、それぞれの原発の集会の場でアピールをする機会があると思いますが、それについてもできる限り人も派遣して「私たちも応援してます」とお互いの連帯を強めてゆくことを10月の全国大会までにそういことをなんとか積み上げていきたいと思っております。すでに先週の金曜日に札幌で泊原発の訴訟の原告団が主催をして、大飯原発の原告団のみなさん、それから大間原発の方、そして東海第２の方をお呼びして４つの原告団がいっしょになった集会というのを成功させました。そういうことをひとつひとつ積み上げていければと思っております。よろしくお願いいたします。

司会）以上でこちらからのご説明を終わらせて頂いて、記者の皆さんからのご質問等がございますでしょうか。

写真：「田中龍作ジャーナル」

OurPlanetTV）大飯原発の判決がみなさんの協力の下に出たということが良くわかりました。質問ですが、玄海原発の方で原告団 8,000 人というお話しがありましたが、やはり数に驚くのですが、その具体的な様子をもう少し詳しくお話し頂ければ。それから大飯判決の反応というのがありましたら。

蔦川）玄海原発をまとめている人の前には、水俣訴訟そして現在農水省が渋りに渋っている諫早湾干拓、国が判決を承認しても開門しないというのがありまして、それらは単に法廷でのやりとりだけではなしに、やはり国民的な展開、理解を盛り上げる、これが大切なんだという、いずれも諫早湾の訴訟で言いますと 2,000 人の規模です。玄海原発の訴訟をやるときも、小さな人数ではなしにうんと大きな人数、１万人を目標にしております。大飯原発の判決があったことは非常に大きな反響があって 8,000 人を超えることになりましたし、小さな原告団のところはそれは苦労するところはあるのですが、大きくなれば大きくなったで困難もあります。私たちは佐賀県玄海町から風船を飛ばしてみる活動をしたり、北九州では別の活動があり、久留米・筑後地域では模擬裁判をやったりと、法廷の中だけでなく目に見える形の運動をすることで、それが一つの力になってきたと思います。

MDS 浅井）ひとつは事務局の方に質問ですが、全国いくつの訴訟団・原告団から合計で何人くらいの原告の方がこの全国連絡会に参加なさる予定なのか、呼びかけ人の方には差止訴訟とは別に被害者の方々の賠償請求訴訟があり全国十いくつかの地裁に提訴されていると思いますが、原告団のできているところできてないで弁護士さんが中心になっているところなど様々なようですが、被害者の賠償請求訴訟もこの全国連絡会に参加してほしいというという呼びかけのお考えはあるのでしょうか。原発のない社会をめざしていくという意味からすると共通するテーマではないかなと思うのですが。

司会）まだそれぞれの原告団で代表や事務局長レベルで参加の方向の了解を頂いているんですが、各原告団の組織として正式に決定していないのでというところがまだ多いのですが、今のところトータルいたしますと原告で３万人を超える予定です。

小野）原告団それぞれ組織を持っておりますので組織的な承認はこれからということですが、現在１０くらいの原告団から参加したいと頂いております。２番目のご質問は、今日すでに差止訴訟でなくても株主代表訴訟だとか被害者による告訴団とか、脱原発をめざして闘っておられる方たちとも当然連携をしてやっていこうと考えております。あまり大きくなりすぎると運営がたいへんかもしれませんが、とにかく連携をしていきたいと思いますので、今後そういう方たちともいっしょにやっていきたいと考えております。

司会）時間がオーバーしてしまい申し訳ありません。それではこれで記者会見を終了させて頂きます。

6月2日

規制委員会・規制庁への申し入れと協議

福島みずほ事務所を通して規制庁・規制委員会に申し入れのための出席を求めましたが、「裁判の当事者とは会えない」と面会拒否を通告してきました。しかし福島事務所が強く出席を求めた結果、当日朝になって一転出席することとなり、申し入れの2についてのみ答えるという条件で、この申し入れと協議となりました。

2014年6月2日

原子力規制委員会委員長　田中俊一殿
原子力規制庁長官　　池田克彦殿

申し入れ

私たちは原子力規制委員会ならびに規制庁に対し以下申し入れます。

1．福井地裁大飯判決を厳粛に受け止め、適合性審査のあり方を根本的に見直すこと。
（ア）規制委員会は、国民の生命・生活の安全に責任を持つ立場を明確にすること。
（イ）審査を中止し、規制基準の見直しをおこなうこと。
「楽観的見通しに立つ脆弱な技術・設備」と指摘され、「科学的知見による審査」に対して重大な疑問が投げかけられている以上、規制委員会は「判決の影響はない。科学的知見による審査を行う」というだけでは済まされない。耐震設計、基準地震動、耐震重要度分類、共通原因故障などの諸点について根本的な再検討を行うこと。

2．規制基準における住民への被ばくに係る「立地審査指針」を明確にし、広域避難計画の実効性に係る責任の所在を明らかにすること。

3. 原発事故による国民の被害に対して法的責任を含めて誰がどのように責任を持つのか、責任の所在とその階層を明らかにすること。

4．原発の輸出に係る安全審査の体制をつくること。

小野有五（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）
蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟原告団・久留米原告団長）
大石光伸（東海第二原発訴訟原告団共同代表）
河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会共同代表）

2014 年 6 月2日　15:30 ～ 16:10　参議院議員会館101会議室

〇原子力規制委員会 / 原子力規制庁
　技術基盤課　課長補佐（企画担当）　田口達也
　放射線防護対策部原子力防災政策課　地域防災推進官　喜多充

〇脱原発原告団全国連絡会（準備会）
　小野有五（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）、蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟・久留米原告団長）、相沢一正（東海第2原発差止訴訟原告団共同代表）、披田信一郎（東海第2原発差止訴原告団世話人）、武藤類子（福島原発告訴団団長）、地脇美和（福島原発告訴団事務局長）、木村結（東電株主代表訴訟事務局長）、大久保徹夫（原発メーカー訴訟の会事務局長）、朴鐘碩（原発メーカー訴訟の会）、松田奈津子（脱原発弁護団全国連絡会事務局）、池田さちよ（福島みずほ秘書）

〇司会　大石光伸（脱原発原告団全国連絡会準備会事務局 / 東海第2原告団）

呼びかけ人小野代表）今日はお忙しいところありがとうございます。ご存じのように全国で原発訴訟が起きておりますが、原告団の方が今まで全国的な組織がなかったので、このたび全国的組織をつくりお互い情報交換をしながらすすめてゆこうということで原告団の全国連絡会をつくろということになりまして、それに伴いましてこのたび規制庁に申し入れをさして頂きたい、特に大飯原発の住民勝訴という新しい段階に入ったこともありまして申し入れをさせて頂きます。

４項目の申し入れです。１点目が大飯判決を受け止めて適合性審査のあり方を根本的に見直して頂きたい。

２点目は規制基準における住民の被ばくに関して責任の所在を明らかにして頂きたい。３点目に原発事故の被害に対する法的責任の所在を明らかにして頂きたい。４点目に原発輸出に係る安全審査の体制を。

以上４点の申し入れをさせて頂きます。

大石）それでは 30 分で若干のやりとりをはじめさせて頂きます。

規制庁田口）我々は２番だけ・・・１番はちょっと。

福島事務所池田）事情含めておっしゃって頂ければ。

規制庁喜多）「災害対策基本法」にもとづき地域の防災計画、特に避難計画につきましては市町村がつくることに定まっておりますので、これに従って作られるというのがまず基本でございます。「広域化避難」ということになりますと、防災基本計画の中に国の関与が文言としてございます。

小野）現実問題として、国が主体的に避難計画というものを規制庁の中できちっと決めてもらわないと地元

ではできないのではないでしょうか？

規制庁喜多）規制庁では防災に関する技術的基準を明らかにするために「原子力災害対策指針」を明らかにし、また必要な改訂をおこなうこととしています。指針の中身・技術的なことについては、解説をつけて具体的なものを明確にしている。

大石）今までの安全指針ですと立地指針があり離隔要件があって、住民が被ばくしないようにするのが基本だったはず。ところが新しい規制委員会では放出量100テラベクレル、住民の被ばくは100ミリシーベルト以下にすればいいでしょうという言い方をされている。他方、避難計画の実効性があるかどうか、放出されたときに住民が避難できて被ばくしないということを規制委員会では保証しないのか。

規制庁喜多）規制委員会としては目的を明らかにしており、100ミリシーベルトというのはひとつの目安ですが、放射線の被ばくを極力少なくすることを目的に作られています。

大石）被ばくしたらどうなるんですか？逃げられない、避難計画も無理ですよ、被ばくせざるを得ない状態が明らかな時はどうするんですか。

規制庁喜多）まず規制委員会としては被ばくをしない、避難計画の実効性に係わる部分につきましては、規制委員会としてではなく国全体として支援をするということで、避難できない方につきましてはコンクリート建物などで放射線を避ける、必要なフィルターをつけるといった対策を求めて支援を行うということです。規制委員会・規制庁としてと言われますと規制庁は基準をつくる、それを国全体として支援をしてくということです。

大石）規制委員会は規制基準に適合しているかどうかを審査するだけであって安全性を保証するものではないとして最終的な住民の安全には責任を持たないというお話しですが、では国全体としてどこがどう最終的に住民の安全に責任を持つのですか？規制委員会が国の機関として国との関係性について説明してもらえますか？

規制庁田口）もちろん福島原発事故の反省を踏まえて同じような事故を二度と起こさないというつもりで基準は作っておりますし、国際的にも遜色のないものであるように、世界最高水準という言い方をしておりますが、我々として考えられる最高の水準を考えていますが、「保証しない」と言った意味は、絶対的な安全なのかそうでないのかという聞かれ方をされるときに、リスクはゼロにはならないし、安全に100%絶対というものはない。常に安全というものは向上させていくべきものですし、リスクを継続的に小さくしてゆく努力を継続してゆくべきものという立場です。いったんこれで安全ですということになってしまうと、そこで向上が止まってしまうことを危惧しているものです。もちろん安全を確保する基準はつくりますし、それを見直してゆきますが、ここで絶対100%というようなことにならない、さらに上げていくということを続けていかなければならない。こういう考え

方でございます。それを説明したものです。

大石）大飯判決とは言いませんが、根拠のない楽観的なものにもとづく審査と基準だと今ここで問われたらどのように答えられますか？

規制庁田口）判決の内容を引用されているので答えるのは難しい。審査をやっている最終で、まだ結論が出ておりませんので、我々としての結論を出しましたらしっかりと説明をしたいと思います。

相沢）規制委員会の規制基準は世界最高水準だと言っておられるが、ちゃんちゃらおかしいと言われる方もいます。格納容器が二重になっているとか、コアキャッチャーとかが設けられるところがある中で、最高水準ということが言えるのか？自信を持って言えるのかを聞かせてもらいたい。

規制庁田口）時々誤解されることがありまして、我々は世界一だとか世界最高だ、他の国よりすぐれているんだという意味ではなく、田中委員長は「ようやく世界の水準に追いついた」という言い方をしております。これまでシビアアクシデントが規制の要件になっておりませんで、明らかに抜けがあったわけですけれども、今回抜けがないようにして世界最高水準、レベルまで追いついたという認識でおります。で、コアキャッチャーや格納容器の二重化は基準と実際に設置されているハードの構造は別物でございまして、基準というのは「性能要求」で、必ずこれをつけなさいということはあまり細かく指定はしないというのが世界共通の考え方です。日本におきましても、「溶け落ちた燃料を冷やすことができて床コンクリートにめり込んでゆかない性能を持つこと」という性能要求をしている。それができるようになっているかを審査で見てゆく。海外の基準を見ても、必ずコアキャッチャーをつけなさいとか格納容器を二重にしなさいということを書いてある基準はないと思います。新しい原発でそういう構造を取り入れたものがあるということは承知しております。要求する性能基準とそれを満たすものは区別して考えている。

相沢）言葉の問題で理解が違うというお話しですが、一般的に世間が理解していることはあたかも世界一のような言い方と受け止めている。従来から単一故障指針という指針にもとづいて安全対策をとっていたわけだけど、福島原発事故を本当に教訓とするというならば、あの事故は単一故障ではなく共通要因によってメルトダウンが起こっているのに、今度の規制基準も基本的には単一故障基準でやっている。福島を教訓にしているということではないのではないか。その意味で安全基準とはほど遠い基準ではないか？

規制庁田口）デザインベースとそれを超えた大事故のところのこの境はまさに単一故障の境。従来この業界の人たちが理解しているデザインベースについては、これを動かすと議論が複雑になるのでデザインベースという用語はそのまま使い続ける。その上で、従来はデザインベースを超えたら対策が何もなかった。それ以上の規制要求をしていなかった。「そういうことが起きないようにしている。だから安全です」ということになっていた。しかし今回はまさにひとつのものが壊れるだけじゃなくて、地震や津波で複数のものが同時に壊れることも考えて、デザインベースを超えた事象を想定して様々なシビアアクシデント対策を求めておりますので、そこは福島の教訓を踏まえて指針としての信頼性を高めている。

朴）今日の回答をあとで正式な文書としてもらえますか？

規制庁田口）今日出てきてご説明をするために来ましたので、これをまた全部紙で出してくださいというのはちょっと。この場で説明することはこの場でいたしますので。

朴）5/21 に福井地裁で判決が出ましたがそれは読まれましたか？

規制庁田口）詳しくではありませんがさらっと読みました。

朴）その中に、「弥縫策にとどまらない根本的対策をとらない限り、福島原発事故を踏まえてという言葉を安易に用いるな」と書いてあります。あなたがたは福島事故を踏まえてと言っているけれど、福島事故の原因もまだわかっていないんでしょ。わかっていないのに福島事故を踏まえてという言葉は出ないでしょう。もう一点、福島事故の原因を明らかにするには、東京電力だけでなく、それを作ったメーカー、日立・東芝・

GE の責任をどう規制庁は考えているのですか？メーカーには原因究明の技術的な支援は求めないのか？東京電力だけで今の事故の究明と対策ができるんですか？

規制庁田口）訴訟との関係はお答えしないということであらかじめお伝えしておりますので、コメントを差し控えさせてもらいます。事故の分析は規制庁として続けておりまして、ホームページを見て頂ければ、分析チームの報告が載っておりますので、これは継続していきたいと思います。

木村）東電の株主代表訴訟をしております木村と申します。先ほど、避難計画は各自治体がやることだということで、規制庁はその指針を出すんだとおっしゃいましたが、指針を出してあとは自治体まかせというふうにしか聞こえなかった。それでは指針を出す意味はまったくなく、規制委員会という名前すらあやしいんじゃないか。今いろいろなところで防災計画を自治体が出してはいますが、道路が寸断されたり、風向きとか様々な状況がある。そういうシミュレーションをされているところはほとんどない。にもかかわらず安易に 30 時間以内に避難できるから大丈夫などという、何が大丈夫なのかさっぱりわからないような非常に楽観的な避難計画を出されて、だから再稼働ＯＫでしょうということを言うのはおかしい。規制委員会という名前で指針を出しているというのであれば、きちんとチェックをしないと規制委員会にならないと思うんです。それはどう思われているのですか？

規制庁喜多）災害対策指針を制定した、そこの技術的な部分について必要な解説書というものを作っております。具体的に申しますと安定ヨウ素剤の配布に関する解説といった個別具体的な基準に関しまして、これを具体的にどう運用するかという点につきまして、関係各市町村、都道府県の方からこの部分は記載がよくわからないという事がありますと、具体的な解説を作っておりますし、また今後も提示していく。たとえば先日行いました安定ヨウ素剤の事前説明会など、防護説明会ともども。

大石）それが実効性があるかないかはあなたがたは審査はしないんですか？

制庁喜多）申し訳ございませんが、審査というのは今の法律上、市町村で作られ、市町村の防災会議等で確認されるということになっておりまして、その法律に従って我々は淡々と仕事をしているだけです。ですから法律の枠を超えて審査をしてくださいという法律に反することをやってくださいというのは我々としてはできかねる。

大石）では立地指針はどこへ行ったのですか？

規制庁田口）その扱いは規制委員会でも議論しまして、その内容については新しい基準の別なところに組み込んでおりまして、今の規制基準にはそのままの形では入っておりません。

大石）「離隔要件」はどこに入っているんですか？

規制庁田口）地震とか津波とか敷地に悪影響をおよぼす自然現象は新規制基準のシビアアクシデント対策の方でしておりますし、従来の立地指針というのは今から見れば非常に小さい、デザインベースは超えてはいるものの、非常に小さい事故を想定して敷地境界の被ばく線量がいくら以下になるようにということを確認しておったわけですけれども、まさにシビアアクシデントをしっかり想定して、これに対して設計あるいは手順で事故を抑えていくといことを求めています。敷地境界の外については我々の組織の安全目標としてセシウムベースで 100 テラベクレルを放出するのを 100 万炉年に 1 回におさえるという目標を念頭に置きながら作っております。

大久保）原発メーカー訴訟の大久保と申します。今規制庁の方で基準をつくられて審査をされていますが、例のカルデラ噴火のことなど、規制基準をつくられたあとでいろいろなことがわかってきて、こういうこともやらなければいけない、ああいうこともやらなければいけないということがわかってきたと思うんです。そういう新たにわかってきたことでやらなければいけないこと、基準として取り込まなければいけないこと、そういうものはいつどんな形で盛り込んでいくステップを考えていらっしゃるんですか？

規制庁田口）まさに、新たな知見が得られれば、その都度反映をしていく。そのために我々はクリアリングハウスと呼んでおりますが、諸外国のトラブルの分析を常時おこなっておりまして国内に反映する新たな知見が得られれば国内の指針に取り入れる、あるいは福島事故の事故分析の中で新たな知見が出てくれば取り入れる。それを都度やっていく予定にしております。

大久保）わかったらすぐにやるんですか？

規制庁田口）一年に一回というやりかたではなく、知見が得られた都度、そしてその緊急性によって変わってくる。

大久保）いったん出した基準のあと、新しい事実がわかってきていると思いますが(NHK スペシャルなど)、これを取り入れるというようなアナウンスは出したことありますか？

規制庁田口）基準あるいは内規そのものを省令のあとで改正したというものはまだございません。しかし今のようなことは十分あり得ることだと思っておりまして、今後継続的にやっていきたいと思います。

大久保）一回出したら終わりというふうにしか見えないんですが。

規制庁田口）ここで安全と言って止まってしまうことがいちばん危ないと考えています。

大石）時間がないので、もう一度１番に戻らせて頂きますが、大飯の判決は民事訴訟で国との争いではない。それについて答えられないのはなぜですか？

規制庁田口）我々、大飯の判決の当事者ではございませんし・・・。

大石）当事者じゃないからかえっていいじゃないですか？

朴）判決文読んだんでしょう。

規制庁田口）読みましたけれど、コメントする立場にないと。

大石）大飯の判決が直接あなたがたの審査に言及しているから言えないのですか？

規制庁田口）大飯の判決との関係を直接この場でつめるのは、最初からもともと止めて下さいとお伝えしておりましたので、そこについてはお答えを控えさせてください。

大石）そうすると何でコメントできないのかも答えられないということですね。

規制庁田口）我々が当事者でないものの訴訟のことについてコメントする立場にない、コメントすべきでないと思っております。

大石）判決内容がみなさんの事について書かれていても当事者ではないということか。

規制庁田口）先ほど申し上げた以上にはお答えできません。

朴）４番目の原発輸出に係る安全の規制をつくることという点について、福島原発の事故原因もわかってなくて世界に原発を売り込もうとしていますが、これは規制をかけないんですか？

規制庁田口）それは輸出の問題で、経済産業省の方に問い合わせ頂ければと思います。

大石）経産省も放棄しているんですよね。

大石）今日は当初は裁判の当事者には面会できないということでしたが、そんなことはないですよね。

規制庁田口）こうやって来ておりますので。少なくとも今回については。

大石）少なくともこれからもよろしくお願いします。

朴）継続交渉できるんですよね。

規制庁田口）それは個別に判断させて頂きます。ここで私が判断できることではございませんので。

福島事務所池田）またそれは改めてこちらの事務所の方から申し入れさせて頂きますので。

大石）３番については文科省の方から文書で来ておりますので、このあと配らせて頂きます。とりあえず今日のところは。またよろしくお願いいたします。

（文科省からの文書回答）

原子力損害賠償に関する法的責任及び関連する国の措置について

（メモ）

昨年末に閣議決定した福島再生加速化方針において、今回の福島原発事故に伴う賠償費用の負担については、東京電力の責任において適切に行うこととされれいるところです。

国としても、原子力損害賠償支援機構のもと、事故が生じた場合において事業者が行う賠償を支援する枠組みを整備して参ります。

また、原子力損害賠償紛争解決センターの整備や時効特例法の制定を行ってきたところであり、今後とも公平かつ適切な賠償が迅速に行われるよう取り組んで参ります。

6月5日

原告団連絡会（準）を中心に

内閣府に『吉田調書』の開示請求

写真：『田中龍作ジャーナル』より

朝日新聞がスクープした政府事故調の『吉田調書』。情報漏れを安倍総理が「激怒」したと伝えられ、犯人捜しがはじまった。

脱原発原告団全国連絡会の準備会に参加した各団体は、海渡弁護士と相談し、原発事故の記録を闇に葬らせてはならないと、先手を打って市民から開示請求することを確認。急遽書類を整えて６月５日、内閣府に吉田調書を含む 772 人の政府事故調・調書の「行政文書開示請求書」を提出しました。

国が「不開示」とした場合は直ちに訴訟に踏み切ることを確認しました。

その後に行われた記者会見で海渡弁護士は「「事故の原因、対策、責任を明らかにするのには、どうしても必要な書面。日本国民、全世界の人々の共有財産というべき情報である。非公開とはとんでもない」と述べた。

また福島原発告訴団の地脇さんは「吉田調書を新聞で読んで、恐怖で逃げ惑った時のことを思い出した。一生懸命がんばったけれど、どうにもならなかった。あの時の彼らの恐怖、私たちが思ったのと同じようにサイトの中で吉田さん達も思ったことがリアルに響いてきた。すべての人があの時の苦しさ、緊迫感、できなかったことを知るべきだと思う。でないとまた同じことが引き起こされるのではないかと恐怖感を感じている。国民の前に見える形で開示させることができればいい」とお話しされました。

脱原発原告団全国連絡会のみなさんに提案し、全国的な開示の運動にしてゆきたいと思います。

写真：木村さん、松田さんより

1．請求者：武藤類子（福島原発告訴団団長）、佐藤和良（同副団長）、石丸小四郎（同副団長）、地脇美和（同事務局長）、木村結　（東電株主代表訴訟事務局長）、大石光伸（東海第二原発訴訟原告団事務局長）、相沢一正（東海第二原発訴訟原告団共同代表）、小野有五（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）、朴鐘碩（原発メーカー訴訟事務局長）

代理人弁護士：海渡雄一、森山裕紀子、小川隆太郎、海渡双葉

2．情報公開請求を行う対象

（１）いわゆる吉田調書

（２）吉田調書を除く政府事故調の 771 名分の聞き取り記録

（３）その他の関連資料

各原告団より　おたより・紹介

関西電力控訴を受けて原告委任状集めはじまりました。大飯判決冊子作りもすすめてます！

大飯原発訴訟団より

関西電力の控訴を受けて手続きに必要な原告の委任状集めが始まりました。事務局は喜んでいるだけにはいかない地味な役割です。崇高で格調高い判決文を外国にも知らせたく判決要旨の冊子作り、それをまた、外国語版（複数語）で作ることも進めています。日本国憲法に則った格調高い判決が世界に広まる楽しみができました。今後もどうぞよろしくお願い致します。

「福井から原発を止める裁判の会」中嶋多恵子さん（6 月 2 日付メール）より

6/8 大飯原発運転差止判決　ありがとうパレード行います！

運転差止めを命じてくれた裁判官に心から感謝。そして再稼働を阻止するためにずっと行動しつづけているすべての人々に心を込めて「ありがとう」。皆さん、有難うございました･･･そしてこれからも。暖かい空気で盛り上げます！　　実行委員工藤さんより

ブックレットできました！

原発なくそう！九州玄海訴訟より

「風船プロジェクト」実行委員会によるブックレットができました！

脱原発・風船プロジェクト～わたしたちの挑戦「風がおしえる　未来予想図」

1 章　風船発見マップと風船プロジェクトでわかったこと
2 章　原発ゼロの想いをのせて
3 章　風船プロジェクトに寄せる
4 章　未来につなげる
特別寄稿　論文「風船と放射性微粒子」付

風船に託したたくさんの市民の想いと希望が載っています。

（脱原発原告団全国連絡会事務局より）各団体のパンフレットやチラシを共有しませんか！原告団が 25 ほど参加予定です。事務局にこの部数送付して頂くと各原告団へ郵送という形でいかがでしょう。追加注文は直接に。

二度とこの被害を繰り返さないために。切なる覚悟で語った被害者たちの声をぜひ聴いて下さい。

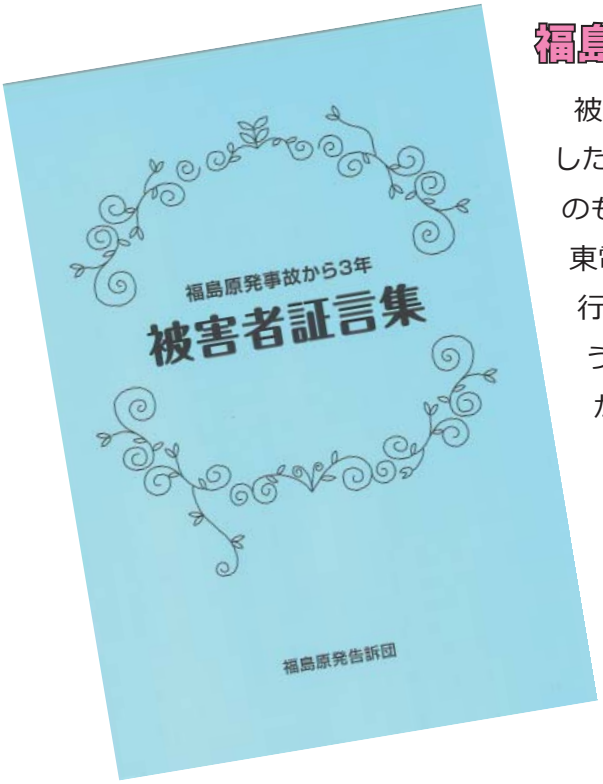

福島原発告訴団より

被災者が救済されないまま東京オリンピック開催が決定したその翌日、2013 年 9 月 9 日の午後であった。私たちのもとに福島地検から電話が入る。告訴団はその前年に、東電福島原発事故の責任を問う告訴・告発を福島地検に行っていたが、その事件を東京地検に「移送」するというのだ。そしてそのわずか 1 時間後、今度は東京地検から連絡が入り、被告訴人を全員不起訴にした、と告げられた。

私たちは改めてこの事故の被害の状況を語る必要を感じ、証言集会を開きました。2014 年 2 月と 3 月に開いた 2 つの集会での発言が、本書に収録されています。被害者たちが語る福島の現実です。

こんなブックレットが発行予定です！（6 月中旬）

『生業をかえせ、地域を返せ』
福島原発訴訟原告団・弁護団編

福島地裁・生業訴訟 3/25 弁論
東電の開き直り

「3.11 事故前にもどすには、莫大な金額がかかり、一企業において実現不可能だから認められない」！！

この訴訟は福島県住民 2000 名以上が国と東電に対し「①居住地の放射線量を 3.11 前に戻せ②それが達成できるまで月 5 万円を支払え」という訴え。

3/25 口頭弁論で東電は「年間 20mSv 以下なら健康被害は生じない」「3.11 事故前の放射線量に戻すことは法的にも技術的にも実現不可能。たとえ法的・技術的に可能であっても莫大な金額がかかり一企業では実現不可能だから原告の請求は認められない」と開きなおった。

他の電力会社は、万一事故あるときいったいどう住民に説明するのか各法廷で確認しよう！

みんなで参加しましょう！

6／28（土）川内原発を再稼働させるな！さようなら原発・首都大行進

2014 年 6 月 28 日（土）13:00 開会

明治公園

・13:00 開会

・13:30 開演、主催者あいさつ

　トーク（内橋克人、澤地久枝、中山千夏、判英幸）

　福島からの報告

　川内原発現地からの報告

　大飯原発裁判から（海渡弁護士、鎌田慧）

・14:30　終了　14:45 ～デモ行進開始

※脱原発原告団全国連絡会（準）代表の小野有五さん（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）も登壇する予定です。

7／3（木）東京地裁103号法廷へ！

函館市の大間原発訴訟　第1回口頭弁論

7月3日（木）１５時～東京地裁 103 号法廷

第１回口頭弁論期日

**　函館市長意見陳述**

**　弁護団による訴状説明（河合・海渡ほか）**

みんなで傍聴応援にゆきましょう！

（30 分ほど前に傍聴席抽選）

「脱原発弁護団全国連絡会の弁護士が代理人を務めています。第１回ですので傍聴席が満席にならないと、次回から大法廷を確保することがむずかしくなります。ぜひ多くの市民の傍聴応援をお願いします」（脱原発弁護団全国連絡会事務局　松田）

脱原発原告団全国連絡会　参加申込書（表面）

年　　月　　日

○参加原告団

原告団（会）名称

原発名・号機・被告・裁判所　①

原発名・号機・被告・裁判所　②

原発名・号機・被告・裁判所　③

被害者訴訟の場合、裁判所名

※ P4 一覧の記載に間違いがありましたらご指摘ください。

原告人数　　賛同・ｻﾎﾟｰﾀｰ

原告団（会）代表

原告団（会）事務局長

原告団（会）連絡先　〒　　住所

公式ホームページ URL

原告団メールアドレス

弁護団長・事務局長名、弁護団人数

○全国連絡会 連絡窓口

お名前

メールアドレス

TEL　　FAX

（携帯）

○郵送物郵送先　（原告団連絡先と同様の場合は不要）

〒　　住所　　TEL

脱原発原告団全国連絡会　参加申込書（裏面）

○原告団紹介（次回連絡会 News で紹介予定）

※原告団の行動・活動の写真の添付（提訴時や活動の写真）あると幸いです。

○情報交換、交流、共有したいこと

※他の原告団に聞きてみたいこと、困っていることなども含めて・・・
（ex　会員への広報・ニュースの配布はどのようにしているのか、原告団の優先傍聴席の有無、会費制度と財政、弁護団への報酬・お礼、控訴のための資金準備はどのように積み立てているか等）

○全国連絡会での取り組みについてのご意見